

【会員優待制度協賛加盟店】募集中！！

法人会では税務研修会・改正税法説明会・無料税務相談コーナーの開設等の税務関連事業のみならず経営経済講演会・無料法律相談室の開設・無料労務相談コーナー・簿記教室等幅広い事業活動を展開中です。又、各種の会員の為の福利厚生事業も行っております。

法人会は異業種交流の場でもあり、さらに地域に密着した組織でございます。地域に根ざした活動を積極的に取り上げたい、会員の為の事業活動を推進したい、そういった面から、福利厚生事業の一環として会員が商店や施設・レストラン等で商品の購入や利用をした場合に優待サービス等の特典を受けることができる「**会員優待制度**」を現在導入致しております。

本制度の導入により、地域社会の発展、会員相互の交流・連帯感が更に深まることが期待されますので、貴店も加盟店としてご登録されますことをお勧め致します。

お手続き

- 1.加盟店申込書に所要事項をご記入の上、下記事務局宛メール又はFAXにてご送付下さい。
- 2.内容につき詳細をお尋ねすることがあります。
- 3.加盟店のご案内は当会ホームページ上で行います。
- 4.当会会員が利用の際優待券をお渡し致しますので、所定の優待サービスをお願い致します。

申込方法

加盟店申込書にご記入のうえメール又はFAXにてお申込ください。
又、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

〔宛先〕 中央区日本橋蛸殻町1-10-7 蛸殻町ビル1階

公益社団法人日本橋法人会 事務局 TEL 3667-1736

FAX 3663-3307

Mail support@nihonbashi-hojinkai.or.jp

協賛加盟店規約

(加盟店の資格)

第1条 (公社) 日本橋法人会 (以下、甲と称する) / 会員優待制度 (以下、本制度) の協賛加盟店 (以下、乙と称する) は所定の申し込み手続きによりその資格を取得することができる。

2. 乙は甲の管轄内にて営業する者に限るものとし、管轄外の支店等については本制度の効力は及ばないこととする。

(信義誠実義務)

第2条 乙は本制度の趣旨に則り、信義誠実をもってその義務を履行しなければならない。

(優待内容)

第3条 日本橋法人会会員 (以下、丙と称する) が乙を利用する都度、丙がその会員優待券を乙に提出した場合には、乙はあらかじめ定められた優待サービスを丙に提供しなければならない。

2. 乙は優待サービスの内容について所定の加盟店申込書にて明記することとし、甲は原則として甲のホームページを通じ丙に「優待サービス内容」について広報するものとする。

3. 乙は優待サービスの内容を変更する場合にはその変更する日前 6 ヶ月前までに甲にその旨を届け出なければならない。この場合甲は遅滞なく変更後の内容を丙に広報するものとする。

(加盟店の脱退)

第4条 乙は加盟店を脱退する場合は 6 ヶ月前に所定の脱退届を甲に提出しなければならない。

2. 甲は乙が加盟店として適当でない判断した場合、乙に催告の後本契約を解除することができる。

法人会会員優待制度加盟店申告書

本年度の趣旨に賛同し加盟致します

平成 年 月 日

店名 (個人) 又は法人名 _____ 印

所在地		電話	— (連絡先)
代表者		屋号	
担当者	(所属/)	割引率	% ~ %引き
業種		営業時間 休日等	
取扱い 品目		割引対象外 商品 (有・無)	
支払形態	1. カード可 2. 現金のみ	その他	
HPアドレス			